

石岡市復興推進計画（石岡市応急仮設建築物復興特区）

茨城県石岡市

1 復興推進計画の区域

石岡市の全域

2 復興推進計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、本市では、負傷者 16 名の人的被害や約 4 千棟の住宅被害、上・下水道、道路など多くの施設の大規模損壊など、想像を絶する被害が発生し、住民の生活に極めて大きな影響を与えた。

なかでも、震災により使用不能となった市役所本庁舎などの公共施設については、仮設建築物での業務運営を余儀なくされ、住民生活に著しい不便をきたしている状況にある。

本計画では、地域の中核となる公共施設について、新施設を整備するまでの間、仮設建築物を活用し、地域の早期復興と住民生活の安定化を図ることを目標とする。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

震災からの地域の早期復興と住民生活において中心的な役割を担う公共施設について、新施設建築までの間、仮設建築物での業務運営を継続することにより、住民サービスの安定的な提供を行う。

4 計画の区域において実施し、またはその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項ならびに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

応急仮設建築物活用事業

(1) 復興推進事業の内容

震災の影響により建替えが必要になった市役所本庁舎について、新施設を整備するまでの間、仮設建築物を 2 年 3 か月を超えて存続させる。

(2) 実施主体

石岡市

(3) 特別の措置の内容（東日本大震災復興特別区域法第 17 条の規定に基づく措置）

2 年 3 か月を超えて存続させようとする建築基準法第 85 条第 2 項の応急仮設建築物（以下の所在地、用途、期間のもの）について、その所在地及び用途並びに応急仮設建築物活用事業の期間（存続させようとする期間）を定めた復興推進計画が内閣総

理大臣の認定を受けた場合においては、当該応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることにより、当該期間内で1年を超えない期間、存続を延長することができる。これを更に延長しようとする場合も同様とする。

<対象となる応急仮設建築物>

①石岡市仮設庁舎

ア 所在地

茨城県石岡市石岡一丁目 1-1, 1-17, 4-1, 4-2, 1-17 地先

イ 所有者（管理者）

石岡市

ウ 用途

仮設庁舎

エ 建築基準法による存続期間

平成26年7月7日から平成28年10月7日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成28年10月8日から平成31年12月31日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上3階
- ・建築面積：791.76 m²
- ・延べ面積：2,282.64 m²
- ・入居者：石岡市職員 外（約190人）
- ・当該応急仮設建築物が、地域住民に必要な建築物で東日本大震災により被害を受けたもの（以下「被災建築物」という。）に替えて必要なものであることの説明

市役所旧庁舎は、東日本大震災に係る災害復旧調査により被災度「中破」の判定を受けたこと等により使用不能となった。これを受け、新庁舎の建設を決定したが、建設までの間、住民サービスの安定的な提供を行うための仮設庁舎が必要不可欠である。

- ・東日本大震災からの復興の状況からみて、被災建築物の再建に相当の期間を要すると見込まれることの説明

新庁舎の建設が平成30年度中に完了し、その後市役所機能を移転する予定であり、建設・移転が完了するまでの間、仮設建築物の存続期間の延長が必要である。

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

石岡市役所については、震災による被害により、仮設建築物を建設し業務を行っている状況にある。

このため、出来るだけ早期に新施設を建設する必要がある。しかしながら、建設の設計・工事期間を想定すると相当期間を要し、建築基準法による存続期間までに、完成することは困難である。

よって、応急仮設建築物の存続期間を延長し、各施設の仮設建築物により機能を維持・継続することは、地域の復興を進めるために必要不可欠なものであり、本計画に定められた復興推進事業の実施により、住民生活の安定化と地域経済の活力の再生に寄与することとなる。

6 その他

○本計画の作成に際し、東日本大震災復興特別区域法第4条第3項に基づき、茨城県の意見を聴取した。

・意見の聴取内容

石岡市復興推進計画については、特に意見はありません。

○本計画の変更の際し、東日本大震災復興特別区域法第4条第3項に基づき、茨城県の意見を聴取した。

・意見の聴取内容

石岡市復興推進計画の変更については、特に意見はありません。